

介護福祉士修学資金等貸付規程

(目的)

第1条 この貸付規程は、社会福祉法人徳島県社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が実施する介護福祉士修学資金（以下、「修学資金」という。）貸付及び離職した介護人材の再就職準備資金（以下、「再就職準備資金」という。）にかかる事務手続等について規定し、もって事業の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(貸付けの申請)

第2条 修学資金の貸付を受けようとする者（以下、「修学資金申請者」という。）は修学資金貸付申請書（第1号様式）に養成施設等（以下、「養成施設」という。）の長の推薦状（第2号様式）を添えて、本会会長（以下、「会長」という。）に提出しなければならない。

- 一 住民票（世帯の全部）
 - 二 修学資金申請者と生計を一にする家族全員の所得証明書
 - 三 市町村長の証明する連帯保証人の所得証明書及び住民票
 - 四 在学している養成施設の長の推薦状（第2号様式）
 - 五 成績証明書
 - 六 健康診断書
 - 七 修学資金申請者が中高年離職者にあっては、離職を証する書類
 - 八 生活保護受給世帯の者にあっては、次に掲げる書類を併せて提出する。
 - ア 福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書
 - イ 貸付による自立助長の効果に関する福祉事務所長の意見書
 - 九 個人情報の同意書
- 2 再就職準備資金の貸付を受けようとする者（以下、「再就職準備金申請者」という。）は再就職準備金利用計画書（第1号の1様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。
 - 一 住民票
 - 二 再就職準備金申請者の所得証明書
 - 三 市町村長の証明する連帯保証人の所得証明書及び住民票
 - 四 実務経験証明書
 - 五 借入希望金額の根拠となるもの（見積書等）
 - 六 介護職員等として就職すること又は就職したことを証する証明書（内定通知書、雇用契約等）
 - 七 個人情報の同意書

(連帯保証人)

第3条 修学資金申請者及び再就職準備金申請者は、連帯保証人を二人立てなければならない。

- 2 連帯保証人は、独立の生計を営む身元確実な成年者でそのうち一人は、県内に居住する者でなければならない。
- 3 修学資金申請者及び再就職準備金申請者が未成年者であるときは、前項の保証人のうち一人はその者の法定代理人でなければならない。
- 4 修学資金申請者及び再就職準備金申請者が、連帯保証人を変更しようとするときは、会長の承認を受けなければならない。
- 5 本会が実施する貸付制度において、現在債務を負う者や利用債権が償還期限内に修了していない場合は、連帯保証人として認めることはできない。

(貸付選考委員会)

- 第4条 会長は、修学資金の貸付にあたって、借受人の選考にかかる事項等についての審議を行うために介護福祉士修学資金等貸付選考委員会（以下「貸付選考委員会」という。）に諮問し、会長が必要と認めたときは貸付を決定する。
- 2 貸付選考委員会にかかる必要な事項は、別に定める「介護福祉士修学資金等貸付選考委員会設置要綱」によるものとする。
 3. 再就職準備金の申請者の選考は、第2条第2項により提出された書類の審査により、会長がこれを決定する。
会長は、前項の決定を行ったときは、直近に開催される貸付選考委員会に報告するものとする。

(選考結果の通知)

- 第5条 会長は、修学資金の貸付の可否を決定したときは在学する介護福祉士養成施設の長、社会福祉士養成施設の長、実務者研修施設の長を経由して、修学資金申請者に通知するものとする。
- 2 再就職準備金申請者から第2条第2項の申請書等の提出があったときは、会長が貸付を決定し、再就職準備金申請者に通知するものとする。

(誓約書)

- 第6条 修学資金借受人及び再就職準備金借受人は、貸付決定の通知を受けた後、本会が定める期日までに、連帯保証人と連署した誓約書（第3号様式）に連帯保証人の印鑑登録証明書を添付し会長に提出しなければならない。

(修学資金等借用証書)

- 第7条 修学資金借受人及び再就職準備金借受人は、貸付決定の通知を受けた後、本会が定める期日までに、借受ける修学資金等の全額分の修学資金等借用証書（第4号様式）を、会長に提出しなければならない。
- 2 生活保護受給世帯の者にあっては、「福祉事務所長が発行する保護変更決定通知書（写）を添付のうえ提出しなければならない。

(修学資金等の交付)

- 第8条 会長は、第6条及び第7条各項による誓約書及び修学資金等借用証書

の提出があったときは、当該貸付決定に基づく修学資金、再就職準備金を交付する。

- 2 修学資金の交付は、次に掲げる方法により交付するものとする。
ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。
 - 1) 養成施設等に在学する者にあっては、4月1日、10月1日の分割の方法により交付するものとする。
 - 2) 実務者研修施設等に在学する者にあっては、修学資金借用書を会長が受領確認後、一括で交付するものとする。
- 3 再就職準備資金の交付は、再就職準備金借用書を会長が受領確認後、一括で交付するものとする。

(貸付の休止)

第9条 修学資金借受人が休学、又は停学の処分を受けたときは、休学、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から、復学した日の属する月の分までの修学資金の貸付を行わないものとする。

(返還)

第10条 返還は、月賦又は半年賦の方法によるものとする。

本事業による貸付を受けた者が、介護福祉士修学資金等貸付制度実施要綱第11に該当した者は理由が生じた日から起算して20日以内に返還明細書(第7号様式)を会長に提出すること。又、返還明細書を提出後、返還方法を変更しようとするときは返還方法の変更承認申請書(第8号様式)を会長に提出して、その承認を受けなければならない。

(免除の申請等)

第11条 返還債務の免除を受けようとする者は、修学資金等返還免除申請書(第5号様式)に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項による免除の申請があったときは、その可否を決定しその旨を申請者に通知するものとする。

(猶予の申請等)

第12条 返還の猶予を受けようとする者は、その事由の発生した日から30日以内に修学資金等返還猶予申請書(第6号様式)に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項による猶予の申請があったときは、その可否を決定しその旨を申請者に通知するものとする。

(届出義務)

第13条 修学資金借受人及び再就職準備資金借受人は、次に掲げる事情が生

じた場合にはその旨を直ちに会長に届け出なければならない。

- 1) 修学資金借受人及び再就職準備金借受人又は連帯保証人の住所・氏名・勤務先その他の重要な事項に変更があったとき。(第 10 号様式)
 - 2) 修学資金借受人が休学(退学、停学)したとき。(第 11 号様式)
 - 3) 修学資金借受人が復学したとき。貸付金再開申請書(第 12 号様式)
復学を明らかにする在学中の学校長の証明書を添付
 - 4) 修学資金借受人が転学したとき。在学証明書を添付。(第 13 号様式)
 - 5) 既に貸付決定された修学資金又は再就職準備金の貸付金の一部及び全額を辞退するとき。(第 14 号様式)
- 2 修学資金借受人及び再就職準備金借受人が死亡したときは、その相続人等は、事実を証明する書面を添えてその旨を直ちに会長に届け出なければならない。連帯保証人変更届(第 15 号様式)
新たな連帯保証人の所得証明書及び印鑑登録証明書
- 3 第 1 項及び第 2 項による届出は、借受けた修学資金及び再就職準備金に係る債務が消滅したときはこの限りではない。
 - 4 修学資金借受人が、県内において介護福祉士等の業務に従事したときは業務従事届(第 16 号様式)をまた修学資金借受人及び再就職準備金借受人が業務従事先を変更したときは発生した日から 30 日以内に業務従事届(第 16 号様式)に業務従事期間証明書(第 17 号様式)を添えて直ちに会長に届け出なければならない。
 - 5 修学資金借受人又は再就職準備金借受人が死亡したときは、その相続人等は速やかにその旨を会長に届け出なければならない。
借受人等死亡届け(第 18 号様式)

(従事期間の計算)

- 第 14 条 修学資金及び再就職準備金の返還免除額及び猶予期間の算定の基礎となる従事期間の計算は介護福祉士等の業務に従事した日の属する月から業務しなくなった日の前日の属する月までの月数による。
- 2 従事する事業所の法人における人事異動等により、修学資金借受人及び再就職準備金借受人の意思によらず、県外において当該業務に従事した期間については、当該従事期間に参入するものとする。

(学業成績表等の提出)

- 第 15 条 養成施設等に在学する修学資金借受人は、前学年分の学業成績及び前学年末時の健康診断書を毎年 4 月 15 日までに会長に提出しなければならない。
- 2 実務者研修施設等に在学する修学資金借受人は、当該研修施設等卒業後 2 ヶ月以内に修了証明書を会長に提出しなければならない。
 - 3 再就職準備金借受人は、再就職準備金の交付を受けた日の翌日から 1 ヶ月以内に再就職準備金実績報告書(第 19 号様式)を会長に提出しなけれ

ばならない。

(就業状況報告)

第 16 条 修学資金借受人又は再就職準備金借受人(修学資金又は再就職準備金の返還債務が消滅した者を除く。)は毎年3月末日におけるその就業状況を就業状況報告書(第9号様式)により、当該年の4月15日までに会長に報告しなければならない。

(実施細目)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、修学資金の貸付及び再就職準備資金に
関し必要な事項は別に定める。

附 則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 平成21年4月30日一部改正

附 則 平成24年7月1日一部改正

附 則 平成28年4月1日一部改正